

平成 30 年度 沼津市地域公共交通網形成に向けた沼津駅 - 沼津港間における公共交通検討業務委託 公募仕様書

本仕様書は、平成 30 年度 沼津市地域公共交通網形成に向けた沼津駅 - 沼津港間における公共交通検討業務委託（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

平成 30 年度 沼津市地域公共交通網形成に向けた沼津駅 - 沼津港間における公共交通検討業務委託

2 業務目的

高齢化の進展や人口減少など社会経済情勢が縮退局面を迎える中で、市民が質の高い充実した生活を送るためには、利便性の高い地域公共交通の確保が必要である。

本市では、大型商業施設の開業や沼津駅周辺総合整備事業等、都市構造の変化に伴う公共交通ネットワークの目指すべき姿を示し、まちづくりと一体となった公共交通網の形成を図るため、地域公共交通網形成計画の策定を目指している。

また、平成 29 年度から専門家を交えた「新たな公共交通の仕組み研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、本市の公共交通の課題を精査し、ICT の活用を始めとする誰もが使いやすい持続可能で効率的な公共交通ネットワークや新たな公共交通の仕組みについて研究及び検討を行った。その中で、本市の都市拠点である沼津駅と観光拠点である沼津港を結ぶ、公共交通の利便性向上については、重点テーマとして位置づけられた。

現在、この 2 つの拠点を結ぶ路線バスは、2 社が運行しているが、運行時間、ルート、停留所は別々となっている。この拠点間のバス交通について、生活利用と観光利用を両立させ、港のにぎわいを中心市街地へ波及させるためには、利便性を向上させ自動車から公共交通への転換が不可欠である。

そこで、平成 30 年度は地域公共交通網形成計画の策定に向けて、公共交通ネットワーク構想を作成するとともに、沼津駅 - 沼津港間における EV バスの試験運行（別途業務）を契機として、事業者や有識者、関係者などによる協議の場として研究会を構築し、路線バスの利用形態（生活利用、観光利用）等を調査・分析し、今後、拠点間の交通整備を進めるにあたって、既存バス路線の最適化や新たなモビリティの導入を含めた望ましい交通体系の構築を目指すため、本業務を実施する。

3 業務内容

(1) 公共交通ネットワーク構想の作成

① 既存資料の整理

第 4 次沼津市総合計画や第 2 次沼津市都市計画マスタープラン等の上位計画や 6 資料の貸与にある既存資料を基に、本市の目指している将来都市像を整理し、公共交通の現状を把握する。

② 基本構想の作成

地域が目指すべき公共交通ネットワークの将来像を検討し、基本構想について構想図を

含め作成する。検討にあたっては、土地利用や交通環境の変化だけでなく、地域の特徴を踏まえた各エリアのコンセプトやバス路線別の運行状況・利用状況の視点を加えるほか、多様な交通モードの活用や交通結節点機能のあり方も念頭に入れること。

(2) 沼津駅 - 沼津港間における公共交通整備基礎調査

① 沼津駅 - 沼津港間の路線バスの運行状況、利用状況の把握

沼津駅 - 沼津港間を運行するバス事業者 2 社にヒアリングを実施し、運行状況や利用状況などデータ資料を収集し、これまでのバス利用について把握する。

② 沼津駅 - 沼津港間の OD 調査等

沼津駅 - 沼津港間の交通実態を把握することを目的として、路線バス OD 調査等を実施する。

・平日、休日各 1 日計 2 日間以上の全便に対する OD 調査の実施を想定しているが、調査の実施回数、頻度、内容、その他の調査等については、提案事項とする。

※ 2 社が平日 38 往復、休日 49 往復運行しており、所要時間は片道約 15 分。

③ 沼津駅 - 沼津港間の公共交通の課題整理

①、②の分析により、沼津駅 - 沼津港間の交通体系に関する課題を整理する。

④ 沼津駅 - 沼津港間の最適な公共交通の事業プランの作成

上記課題整理を受けて、運行間隔（クロックタイム）や経路の調整等による既存バス路線の最適化、回遊性の向上策や情報提供の充実、自動運転技術や新たなモビリティの導入の検討等について、沼津駅 - 沼津港間の最適な交通体系や実現に向けたロードマップ、概算予算等をまとめた事業プランを作成する。

(3) 会議等の資料作成支援

本業務委託では、各段階において研究会の意見等を踏まえつつ検討を行い、成果として取りまとめるものとする。そのため、必要となる資料の作成、意見対応及び提案等を行う。

なお、会議等の運営は市が行い、5 回を想定しているが、会議への出席及び議事録作成は任意とする。

4 成果品等

成果品については、次のものを提出するものとする。

(1) 調査報告書（本業務にて入手した資料、議事録を含む）

A 4 版（ファイリングして提出） 5 部

(2) 上記に係る電子データ（CD-R 等） 1 部

※電子データは Microsoft 製 Word 又は Excel で編集可能な電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。

5 再委託の制限等

(1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に沼津市に対し書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、金額その他再委託先に対する管理方法等必要事項の承認を受けなければならない。

6 資料の貸与

沼津市は、業務の遂行上必要な資料で、沼津市が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、市の了解なく公表・使用はできないものとする。また、市から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

- ①平成 27 年度 沼津市地域公共交通網形成計画策定に係る基礎調査業務委託報告書
- ②平成 27 年度 沼津市立地適正化計画策定に係る基礎調査業務委託報告書
- ③平成 29 年度 新たな公共交通の仕組み検討支援業務委託報告書

7 関連業務、関連計画

本業務のほかに下記の業務委託を別途発注しており、本業務と密接に関係していることから受託者同士は、連携を図り業務を実施すること。また、関連計画として「沼津港みなとまちづくり推進計画」（静岡県、平成 27 年 12 月）があり、整合を図ること。

- 平成 30 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 中心市街地交通戦略策定業務委託
- 平成 30 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 沼津駅南口駅前広場整備方針等策定業務委託

8 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。なお、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成 12 年条例条例 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、沼津市及び受託者が協議の上、定めるものとする。
- (5) 受託者は、業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。
- (6) 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (7) 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合は、出典名を報告書に記載すること。